

石狩川上流旭川圏域河川整備計画 [変更]

平成26年12月
(令和3年12月部分改定)

北 海 道

策 定 及 び 改 定 経 過

区 分	年 月	備 考
策 定	平成 26 年 12 月	
第 1 回 部分改訂	平成 29 年 12 月	
第 2 回 部分改定	平成 31 年 3 月	
第 3 回 部分改定	令和 3 年 12 月	今回改定

目 次

第1章 対象圏域と河川の現状	
第1節 対象圏域の概要	1
第2節 圏域及び圏域内河川の現状	7
1 治水の現状と課題	7
2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	23
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	
第1節 計画対象区間	35
第2節 計画対象期間	35
第3節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	39
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 及び河川環境の整備と保全に関する事項	45
第3章 河川整備の実施に関する事項	
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	51
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	57
1 河川の維持の目的	57
2 河川の維持の種類及び施行の場所	57
第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	
第1節 河川に係わる調査・研究等の推進に関する事項	59
第2節 河川情報の提供に関する事項	59
第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項	59
河川整備計画・附図（北海道知事管理区間）	60

第1章 対象圏域と河川の現状

第1節 対象圏域の概要

石狩川は、北海道の中央部から西部に位置する我が国屈指の大河川であり、その幹川流路延長268kmは我が国第3位、また、流域面積は我が国第2位の14,330km²に及び、北海道総面積の17%を占める一級河川である。北海道知事が管理する河川の整備計画を策定するにあたり、石狩川流域を気候や流出形態など地勢的なまとまりとして10圏域に分割している。本圏域は峡谷部となっている神居古潭の上流に位置し、水系の最上流部にあたる上川地方の旭川市、愛別町、上川町、鷹栖町、当麻町、東神楽町、東川町、比布町、美瑛町の1市8町で構成されている。

(1) 地形・地質

本圏域は、北海道のほぼ中央部に位置し、北東には北見山地、東には旭岳(2,290.9m)を主峰とする大雪山国立公園の大雪山系が望まれ、西北には天塩山地、西南には幌内山地が緩やかに連なり、これらの山地に囲まれた上川盆地が広がっている。

本圏域は、石狩川をはじめ、牛朱別川、忠別川、美瑛川などの支川が扇の要のように集まる地域であり、北海道第2の都市旭川市と周辺8町が開けている。本圏域には約40万人(平成27年国勢調査)が住み、その約90%は主要な支川が一斉に合流する旭川市に集中している。

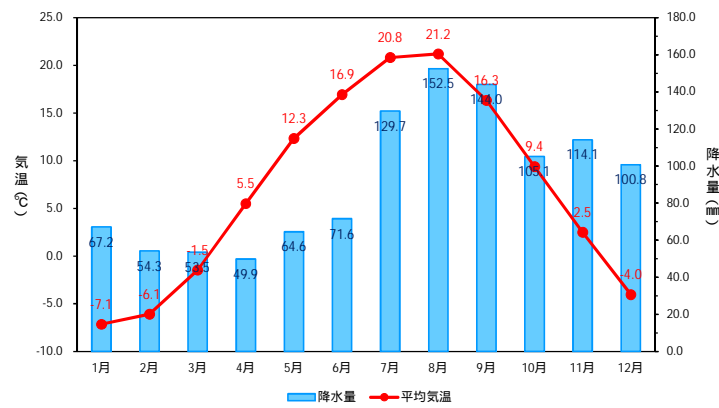
本圏域の地質を上流側から概観すると、上流域は大雪山系に源をもつ火山岩類、上川盆地は厚い沖積層、下流域は変成岩類が分布している。



石狩川と3支川(牛朱別川、忠別川、美瑛川)

(2) 気候

本圏域の気候は、圏域が北海道のほぼ中央に位置し、かつ四方が山に囲まれた上川盆地と大雪山系の山々の一部から成っていることから、内陸性気候が顕著に現れているのが特徴である。夏季と冬季の寒暖の差が極めて大きく、夏季には最高気温が30℃を超える日もある一方で、冬季には最低気温が-20℃以下になる日も多い。旭川の年平均気温は7℃程度である。年降水量は北海道の中では平均からやや少なめで1,100mm程度である。一年を通じては8月～10月の3ヶ月に降雨が多く、冬季の積雪深は旭川市で1m程度となっている。春先は雨の少ない時期であるが、大雪山系の森林の保水によって、1年を通じて水量に恵まれている。



旭川圏域の月別降水量・日平均気温(1990年～2019年)

(3) 人口・産業・経済

圏域内の人口は、約40万人(平成27年国勢調査)で昭和55年以降やや減少している。本圏域の基幹産業は、稲作を中心とした農業であり、豊富な水と夏季の高温を利用して道内でも屈指の稲作地帯となっている。また、家具、紙、パルプ、食料品のほか、金属製品、電子部品などの製造業と流通機能が発達し、道北地域の経済に大きな役割を果たしている。観光面では、旭川市と周辺8町が一体となって、恵まれた自然と地域内の特性をいかした観光拠点の形成を図り、農業や冬季スポーツなどの体験を核とした観光を推進している。



西神楽地区の稲作

(4) 風土・文化

本圏域を構成する旭川市をはじめとする市町村では、美しく恵まれた自然環境の中で、美術館、工芸館、文学館、野外彫刻などの文化芸術の振興に取り組んでいる。圏域内には文化財保護法に基づく指定文化財が多数あり、中でも学術的にきわめて貴重な当麻鍾乳洞は、北海道指定の天然記念物で一般公開されている。



当麻鍾乳洞

(5) 土地利用

本圏域の土地利用としては、大半が山地で占められているが、石狩川、忠別川、美瑛川の合流点を中心とした平野部には市街地が形成され、その周りは内陸性の恵まれた気候、肥沃な土地と豊かな水資源を背景に、水田を中心とした農業地帯が広がっている。近年の土地利用状況は、宅地が微増傾向にあり、山林、田、原野などが微減傾向にある。

交通網については、道北の要衝になっており、一般国道12号、39号、40号、237号が石狩川、美瑛川に沿って放射状に延びている。また、高規格幹線道路では、北海道縦貫自動車道が士別剣淵ICまで開通しており、旭川・紋別自動車道が比布JCTから遠軽ICまで開通している。鉄道もJRの函館本線をはじめ、宗谷本線、富良野線、石北本線の4線が河川に並行して走っている。旭川空港は昭和41年に開港し、昭和57年にジェット化、平成18年には国際線が就航され、道北の拠点空港として機能の充実が図られている。

(6) 自然環境の状況

石狩川は神居古潭を境に上流は上川盆地、下流は石狩平野と、その姿を変え、自然環境も大きな違いを見せている。

本圏域の位置する石狩川上流域は、地形や土地利用などの地域特性を踏まえ、源流の大雪山系から層雲峡までの峡谷部、旭川市を中心とする国道12号近文大橋付近までの平野部、圏域の下流端に位置する神居古潭周辺の峡谷部と三つに分けることができる。

源流の大雪山系から層雲峡までの峡谷部では、エゾマツ、トドマツ、ダケカンバの針広混交林が広がり、万年雪とともに北海道における森林景観の一典型を示し、そのスケールも大きい。また、大雪ダム下流の層雲峡や忠別川源流部の天人峡は柱状節理の発達した峡谷で、この断崖を流れ落ちるいくつかの滝が形成されている。

旭川市を中心とする国道12号近文大橋までの平野部では、川幅の狭い上流側の河畔にハルニレ、ヤチダモ等の広葉樹高木林が見られ、都市部としては急流で扇状地河川の形状をなす忠別川、美瑛川、石狩川本川の3河川が合流する区間は、河川改修が進み高水敷の整備が進んで公園緑地や草地在り、ヤナギ類は低木のものが多くなっている。また、旭川市の上流側ではヤナギ類のほか外来種であるハリエンジュ（ニセアカシア）が多く見られる。

圏域の下流端に位置する神居古潭周辺の峡谷部では、独特の黒光沢を放つ巨岩帯と青い水の流れのコントラスト、そして春には桜、夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪化粧など、四季のパノラマを展開する景勝地となっている。



神居古潭

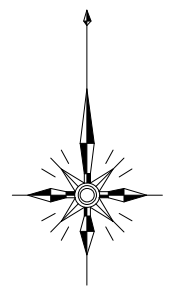
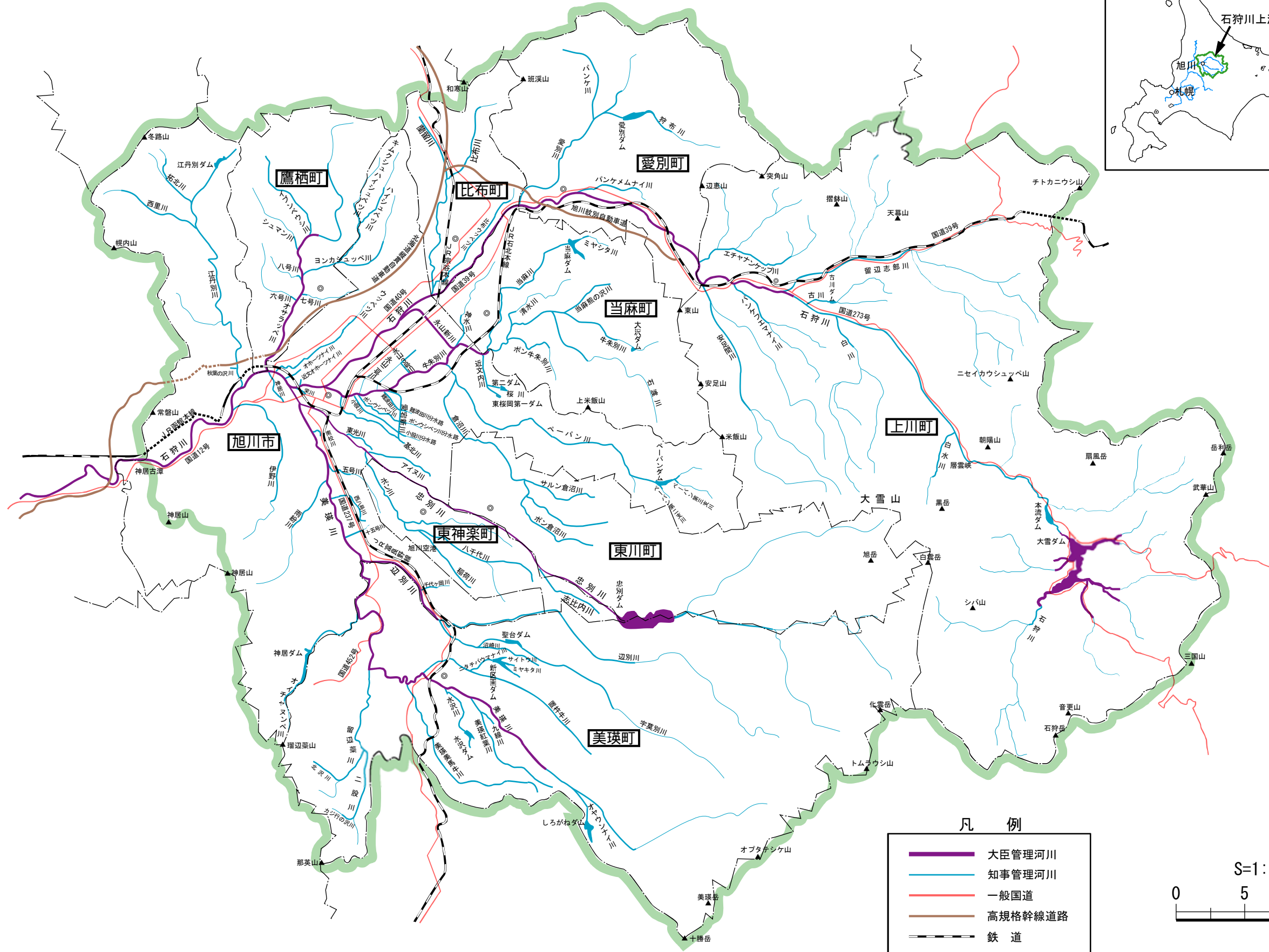
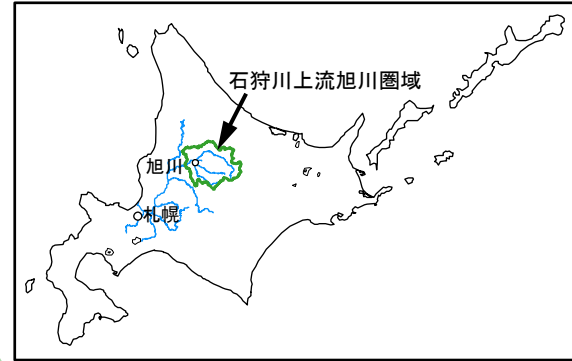


層雲峡の柱状節理

石狩川上流域に生息する哺乳類としては、ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾクロテンなどがあり、鳥類ではオジロワシ、オオジシギ、カワセミ、イワツバメ等約90種類が見られ石狩川本川は渡りのルートになっている。水棲生物は魚類がエゾウグイ、イバラトミヨ、ハナカジカ、重要種であるスナヤツメ北方種など約13種類、底生動物がシマイシビル、ヘビトンボ、モイワサナエ、コオイムシなど約60種類に達し、エゾサンショウウオなどの両生類も4種類、確認されている。

水質については、石狩川上流は公共用水域としての水質環境基準が3区間で設定されており、雨竜川合流点から旭川市石狩川浄水場間はB類型、旭川市石狩川浄水場から留辺志部川合流点間はA類型、留辺志部川合流点より上流はAA類型となっている。近年の観測データでは、水質汚濁の代表指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)75%値は環境基準を概ね満足している。

位置図



凡例

	大臣管理河川
	知事管理河川
	一般国道
	高規格幹線道路
	鉄道
	市町村界
	圏域界

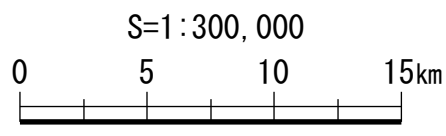


図1-1 石狩川上流旭川圏域概要図

第2節 圏域及び圏域内河川の現状

圏域内の北海道知事が管理する河川は全部で92河川（管理延長576.6km）である。このうち、過去の災害発生状況、現況の河川の流下能力、沿川の土地利用状況等の経済効果から、河川整備を優先的に推進する必要がある河川は、牛朱別川（上流部）とその支川ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川のほか、周辺のポン川、東光川、雨紛川、比布川、蘭留川、十五号川、八千代川、稲荷川、置杵牛川、イブンベウシ川の18河川である。

なお、牛朱別川の石狩川合流点から当麻川合流点までの区間は国が管理する区間であり、北海道知事が管理する区間は、当麻川合流点から上流となっている。また、東光川、基北川については、河川を活用した冬場の除排雪を可能とする「石狩川上流消流雪用水導入事業」が平成2年から実施され、平成14年に基北川において供用を開始している。

優先的に河川整備を進める必要がある河川の現状と課題を次に述べる。

1. 治水の現状と課題

(1) 牛朱別川流域（牛朱別川、ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川）

牛朱別川は、当麻町と上川町の境界をなす米飯山（標高919.9m）にその源を発して西流し、石渡川、当麻川、ペーパン川等の支川を合わせて、旭川市内の旭橋下流で石狩川に合流する流域面積481km²、流路延長37kmの一級河川である。

牛朱別川の河川名は、アイヌ語の「ウシシペツ」（蹄・川）、鹿（の蹄）跡多き川の意^{注1}と言われている。ペーパン川は、アイヌ語の「ペ・パン」（飲水）^{注1}、「ペーパン」（水・あまい・川）^{注2}、倉沼川は、アイヌ語の「クラロマイ」（機弓場、機弓を置き熊捕る処）^{注1}、「クラルマイ」（仕掛弓を・多く仕掛けてある・場所）^{注2}、近文内川は、アイヌ語の「チカプン・ナイ」（鳥・入る・沢）^{注2}、当麻川は、アイヌ語の「トーオマナイ」（沼に・行く・川）^{注2}、ポン牛朱別川は、アイヌ語の「ポン・ウシシペツ」（子である・牛朱別川、牛朱別川の子川の義）^{注2}に由来すると言われている。

牛朱別川流域は、旭川市、当麻町、東川町の1市2町にまたがり、上流部は北海道有数の米の産地として知られ、下流部は旭川市の主要な都市機能が集積する中心市街地となっている。

下流域の地質は、河川の氾濫堆積物である礫、砂、シルトが発達している。中流から上流域については、大雪山地にかけて先白亜紀の日高類層群が分布し、これらを安山岩が広く覆っている。

注1) 「北海道蝦夷語地名解」：永田方正著

注2) 「旭川市史第四巻」第二資料 上川郡アイヌ語地名解：知里真志保著

牛朱別川流域は、その地形的特徴から過去において幾度となく洪水に見舞われており、旭川市街部においても流路が定まらず屈曲して乱流が生じ、自流による氾濫に加え、石狩川からの逆流による氾濫が発生していた。このため、現在のJR宗谷本線鉄道橋から旭橋上流付近の石狩川へ放流する切替水路工事を昭和5年に着手し、昭和7年に竣工した。この切替水路工事によって生み出された廃川敷地は、商業地域や住宅地域として開発され、旭川市の発展に大きく貢献した。



牛朱別川切替工事図

昭和22年の大洪水を契機に昭和24年から改修工事に着手し、掘削、築堤、護岸工事が実施され、昭和40年代には中上流部まで河川改修が進捗した。その後、昭和45年7月豪雨により、1069戸の家屋、1330haの農地、昭和50年8月の豪雨では、62戸の家屋、25haの農地、昭和56年8月の台風12号では、16戸の家屋、361haの農地と主に上流部での浸水が相次いで発生し、計画の見直しが急務となり、昭和57年3月に石狩川水系工事実施基本計画が改訂された。また、石狩川合流点から当麻川合流点までの牛朱別川を大臣管理区間に移管した。



当麻川 昭和45年7月の氾濫

牛朱別川下流の市街地区間では上流部に比べ川幅が極端に狭く、現河道では計画流量を流下させることができないことから、北海道開発局により旭川市街地上流部で石狩川に洪水流を分流する牛朱別川分水路（永山新川）が昭和59年着手され、平成16年に完成した。牛朱別川左岸では、下流市街地の洪水対策として、北海道により愛宕新川が昭和63年から着手された。これは、密集市街地を流下し牛朱別川に合流していた基北川、小股川、ポンウシベツ川、難波田川の4河川を市街地に入る前に牛朱別川に合流させる放水路であり、平成14年に完成した。



愛宕新川 牛朱別川合流点付近



愛宕新川 難波田川合流点付近

このように下流部の河川改修が進む一方で、上流部や支川の大部分は未だ流下能力が不足しており、近年においてもペーパン川、倉沼川では平成2年9月の豪雨により37haの農地、平成3年9月の豪雨では2haの農地、平成6年8月の豪雨では6戸の家屋、38haの農地、平成11年7月の豪雨では農地が河岸欠壊により被害を受けている。

また、平成28年8月に台風による浸水被害が発生し、平成30年7月には前線に伴う豪雨及び台風により浸水被害が発生している。

こうした状況から、今後も一定の計画に基づく河川改修を実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



ペーパン川 平成30年7月の被害状況



倉沼川 平成30年7月の被害状況

旭川市と当麻町に位置する牛朱別川上流部とその支川でも平野部の大半が水田、畑の農耕地として利用されているが、流下能力の不足から家屋浸水や農地冠水等の被害を度々受けている。近年においても、平成2年9月、平成3年9月、平成6年8月、平成11年7月と繰り返し農地や家屋の浸水被害を受けている。

こうした状況から、今後も一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。

当麻町4区付近



当麻町4区付近



牛朱別川 平成11年7月の氾濫

表1-1 牛朱別川流域における主な災害

水害発生年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S45. 8. 1	1329.5	12.1	1341.6	802	267	1,069	豪雨
S50. 8. 24	25.2	2.6	27.8	22	40	62	豪雨
S56. 8. 3-8. 8	360.9	0.6	361.5	16	0	16	台風12号
H2. 9. 3-9. 4	37.3	0.1	37.4	2	1	3	豪雨
H3. 9. 5-9. 7	2.0	0.0	2.0	2	0	2	豪雨
H6. 8. 12-8. 23	38.0	8.3	46.3	6	0	6	豪雨
H11. 7. 28-8. 2	20.0	1.1	21.1	1	—	—	豪雨
H28. 8. 20-8. 21	河岸欠壊						豪雨
H30. 6. 26-7. 9	135.5	1.1	136.6	5	1	6	豪雨及び台風7号

(2) ポン川

ポン川は、東神楽町市街地より南東約8kmの丘陵部にある東神楽森林公園に源を発し、坊子山（標高418.7m）に源を発する支川八千代川^{やちよがわ}を合わせ、忠別川に合流する流域面積57.6km²、流路延長20.8kmの一級河川である。

河川の名は、一説によると、アイヌ語の「ポン」（小さい）の意を表し、本流の名前に付けられた場合は支流を表すことが多いことから、「ポン・忠別」（支流・忠別の）、あるいは「ポン・ペツ」（小・川）からポンだけが残ったと言われている。明治の測量図では「フシユコチュブペツ」と記載されており、忠別川が昔その川筋を流れていたという（忠別の古川）の意味になる^{注1)}。

ポン川流域は、大半が水田として利用されており、下流部は旭川中心地に近いこともあり、近年宅地化が進んでいる。上流部には丘陵地を利用した森林公園やゴルフ場などがあり、道北の空の玄関口である旭川空港もある。

流域の地質は、上流域の台地が第四紀の黒雲母流紋岩質溶結凝灰岩からなり、下流域は忠別川とポン川の氾濫原堆積物である礫、砂、粘土で構成されている。

ポン川流域は、開拓当初から繰り返し洪水被害を受けてきており、昭和41、56、60、63、平成6年と農耕地および家屋への被害が発生している。昭和56年8月の台風12号では、51戸の家屋、361haの浸水、昭和60年9月の台風12号では、8戸の家屋、100haの浸水、昭和63年8月の豪雨では、32戸の家屋、251haの浸水、平成6年8月の豪雨においても2戸の家屋、3haの浸水被害を受けている。



東神楽町14号南区画外1付近



東神楽町12号南17付近

ポン川 昭和56年8月の氾濫

現在までの河川整備状況は、昭和41年の豪雨による洪水の後、昭和42～52年に忠別川合流点から八千代川合流点までの約6kmで国営かんがい排水事業が行われ、その上流についても農業用排水路として整備が行われている。北海道では、流下能力の不足している忠別川合流点から8.9km区間の河積拡大等の改修工事に平成4年から着手しており、こうした状況から、今後も一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。

注1) 「北海道の川の名」：山田秀三著

表1-2 ポン川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S41. 8. 17-8. 20	河岸欠壊						8月豪雨
S41. 8. 19-8. 23	614.0	15.0	629.0	138	82	220	8月豪雨
S56. 8. 5	360.0	1.0	361.0	38	13	51	台風12号
S60. 9. 1	100.0	—	100.0	8	—	8	台風12号
S63. 8. 26	250.0	1.0	251.0	30	2	32	豪雨
H6. 8. 12-8. 23	2.8	0.3	3.1	2	0	2	豪雨

(3) 東光川

東光川は、旭川市の南東部に位置し、旭川市東光地区を西流し、忠別川に合流する流域面積1.1km²、流路延長2.1kmの一級河川である。

東光川は、もともとアイヌ川の一部であったが、昭和50年の洪水被害を受けてアイヌ川が放水路によって忠別川へショートカットされ、完成した放水路より下流の残流域を流れる河川が東光川となった。

河川の名は、旭川市東光地区を流れていることから、東光川と名付けられたと言われている。

東光川流域の土地利用は、市街地であり、河川沿いに家屋が密集している。

流域の地質は、第四紀沖積層からなり、下部は砂礫層、上部は砂またはローム層により構成されている。

東光川（旧アイヌ川下流部）は、忠別川へのショートカットが行われる前には、河川断面が狭小なため頻繁に氾濫しており、昭和50年8月の台風6号では、1100戸の家屋、84haの浸水、昭和56年8月の台風12号では、950戸の家屋、72haの浸水被害が発生した。



東光川（旧アイヌ川下流部） 昭和56年8月の氾濫

現在までの河川の整備状況は、昭和53～59年にかけて護岸工事が行われ、この間、昭和56年に大きな洪水被害が発生し、災害復旧工事が多く実施された。昭和56年からはアイヌ川中流部より忠別川へ合流する放水路工事が行われ、平成5年に完成したが、放水路下流の東光川(旧アイヌ川下流部)は断面も狭小であることから流下能力が不足しており、氾濫する危険性が残っている。

また、東光川では雪対策河川としての利用が計画されており、本河川の整備完了後、消流雪用水導入事業において国や旭川市と連携して消流雪溝の供用を開始することを目指している。

こうした状況から、冬場の消流雪溝としての整備を行うとともに、一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。

表1-3 東光川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S50. 8. 23	—	—	84. 0	—	1, 100	1, 100	台風6号
S56. 8. 3	—	—	72. 0	—	950	950	台風12号

(4) 雨紛川

雨紛川は、旭川市と^{あしべつ}芦別市の境界をなす^{かむいやま}神居山（標高809.9m）付近にその源を発して北東に流下し、^{せつかいがわ}石炭川、ポン雨紛川等の支川を合わせて、美瑛川に合流する流域面積41.6 km²、流路延長12.4kmの一級河川である。

河川の名は、一説によると、アイヌ語の「ウプン」（吹雪）の意^{注1)}から、雨雪飛ぶ処または、曇ると吹雪いたように奥が見えなくなる^{注2)}ので、この名がついたといわれている。

雨紛川流域は、大部分が山地で、下流から5.0km付近までの流域は、主として十勝溶結凝灰岩に覆われた丘陵地で水田、畑、牧草地として利用されている。これに対して上流部は、神居古潭帯に該当する先白亜系の砂岩、緑色岩、片岩類等からなる山地で国有林となっている。

雨紛川は、一部に護岸や築堤が施されているがほとんどの区間は未改修の状況にあり、近年も台風や集中豪雨による災害が発生している。主要な災害としては、昭和56年8月の台風12号で1戸の家屋、13haの浸水被害を受けており、近年では平成11年7月の豪雨でも河岸欠壊などの被害を受けている。

こうした状況から、一定の計画に基づく河川改修を実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



雨紛川 昭和56年8月の被害状況



雨紛川 平成11年7月の被害状況

注1) 「北海道蝦夷語地名解」：永田方正著

注2) 「旭川市史第四巻」第二資料 上川郡アイヌ語地名解：知里真志保著

表1-4 雨紛川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S56. 8. 3-8. 8	13.1	0.1	13.2	0	1	1	豪雨と 台風12号
H11. 7. 26-7. 30	河岸欠壊						台風5号

(5) 比布川、蘭留川

比布川は、比布町市街地より北東約13kmの班溪山（標高819.8m）に源を発し、蘭留川を合流後、右岸に西北部の山裾、左岸に平坦な農地を南下して十号沢川、北五線川、比布中央川、北二線川、比布ウツツ川の6支川を合わせ、突哨山付近で石狩川に合流する流域面積75.9km²、流路延長20.5kmの一級河川である。

河川の名は、比布川がアイヌ語の「ピプ」または「ピピ」から出たもので、沼の多いところ、石の多いところの転訛したもの^{注1)}、蘭留川がアイヌ語の「ランル」（下る・道）の意で、天塩からの峠道が下ってくるところからついたもの^{注2)}といわれている。

比布川流域は、比布町の大部分を占め、そのうちの半分以上が山地であり、その他の平地は大半が水田として利用されている。中流部には、比布町の市街地が形成されている。

流域の地質は、平地部が第四紀の堆積物からなり、山地部は第三紀中新世の稚内層相当層で、基底部に安山岩をもち、大部分が硬質頁岩で構成されている。

比布川流域は、昭和初期から繰り返し洪水被害を受けてきたことから、昭和7～18年に改修工事が行われ、被害も減少したが、昭和45年7月の豪雨により、130戸の家屋、80haの農地、昭和50年8月では、40戸の家屋、971haの農地、昭和56年8月では、70戸の家屋、495haと浸水被害を繰り返し受けている。

近年は、平成3年9月の豪雨により、45戸の家屋、128haの浸水、平成6年8月の豪雨では、35戸の家屋、100haの浸水被害を受けるなど、洪水被害が後を絶たない状況にある。



比布川 昭和56年8月の被害状況

注1) 「北海道蝦夷語地名解」：永田方正著

注2) 「北海道の地名」：山田秀三著

現在までの河川の整備状況は、昭和56年8月の台風12号による大水害の発生によって改修計画が立案され、昭和58年から平成6年までに、石狩川合流点から上流約4kmの区間で改修工事が行われた。しかし、その後も洪水被害が頻発したことから、平成8年から改修済み区間の上流6.5kmと蘭留川2.5kmの区間の改修に着手しており、こうした状況から、一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。

表1-5 比布川流域における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S45. 7. 31	80. 0	20. 0	100. 0	125	5	130	豪雨
S50. 8. 5-8. 25	970. 0	0. 5	970. 5	33	7	40	台風
S56. 8. 3-8. 8	490. 1	4. 4	494. 5	58	12	70	台風
H3. 9. 6	115. 0	13. 0	128. 0	45	—	45	豪雨
H6. 8. 14	91. 0	9. 0	100. 0	35	—	35	豪雨

(6) 十五号川

十五号川は、旭川市西神楽地区の丘陵地に源を発して北西方向に流下し、南西方向に流れを変えて西神楽市街を流下して美瑛川に合流する流域面積7.9km²、流路延長6.8kmの一級河川である。

十五号川流域は、大部分が水田として利用されており、下流部には西神楽地区の市街地が形成されている。

流域の地質は、大部分が美瑛川の氾濫原堆積物である礫、砂、粘土で構成されている。

十五号川流域は、下流部においては古くから水田・畑等の耕作地として土地利用されていたため、排水路としての役割を担い現在の直線河道となっている。上流部においては、農業用排水路整備事業が行われており、河川流路の変更が行われ、現在の流路となっている。

十五号川は河積が不足しているため、頻繁に氾濫しており、昭和56年8月の豪雨では、17戸の家屋、20haの浸水被害が発生している。近年においても平成10年8月の豪雨では9戸の家屋、6haの浸水、平成13年9月の豪雨では10戸の家屋、5haの農地、平成17年8月の豪雨では6戸の家屋、3haの浸水、平成18年8月の豪雨では6戸の家屋、3haの浸水と繰り返し被害を受けている。

現在までの河川の整備状況は、美瑛川合流点から上流0.4kmで2条7号区間として改修工事が実施され、今後も一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



十五号川 昭和56年8月の被害状況

表1-6 十五号川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
S56.8.3-6	15.0	5.0	20.0	17	—	17	豪雨
H10.8.28-29	5.0	1.0	6.0	9	—	9	豪雨
H13.9.10-12	5.0	2.0	7.0	10	—	10	豪雨
H17.8.21-22	3.0	—	3.0	6	—	6	豪雨
H18.8.17-18	3.0	—	3.0	6	—	6	豪雨

(7) 八千代川

八千代川は、東神楽町市街地より南東約11kmの坊子山（標高418.7m）にその源を発し、第五八千代川、第四八千代川、稲荷川を合わせ、忠別川の支川ポン川に流入する流域面積36.6km²、流路延長13.4kmの一級河川である。

八千代川流域は、大部分が丘陵地となっており、下流部は水田、畑として利用されている。また、流域内には旭川空港が存在している。

流域の地質は、大部分を占める台地が軽石流堆積物からなり、下流部は忠別川の氾濫原堆積物である礫、砂、粘土で構成されている。

八千代川は、昭和37年から50年代にかけて、農業事業により河道整正が行われているが、現在までに一定計画による河川改修は行われていない。

八千代川は流下能力が低く、近年頻繁に氾濫しており、平成23年9月の豪雨では、0.5haの浸水被害を受けている。

こうした状況から、本川のポン川と併せて一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



八千代川 平成23年9月の被害状況

表1-7 八千代川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
H23. 9. 2	0.5	—	0.5	—	—	—	豪雨

(8) 稲荷川

稲荷川は、東神楽町八千代ヶ岡陽明山のふもとにその源を発し、沢沿いに稲荷右の沢を流下し、旭川空港の北方に沿って流れ、東神楽町南13号右地先で八千代川に流入する流域面積12.7km²、流路延長7.5kmの一級河川である。

稲荷川流域は、上流部が丘陵地となっており、下流部は水田、畑として利用されている。

流域の地質は、上流部の台地が軽石流堆積物からなり、下流部は忠別川の氾濫原堆積物である礫、砂、粘土で構成されている。

稲荷川は、昭和37年から50年代にかけて、農業事業により河道整正が行われているが、現在までに一定の計画による河川改修は行われていない。

稲荷川は流下能力が低く、近年頻繁に氾濫しており、平成17年7月の豪雨では、1戸の家屋、0.1haの浸水被害、平成23年9月の豪雨では、2戸の家屋、0.5haの浸水被害と、繰り返し被害を受けている。

こうした状況から、本川のポン川と併せて一定の計画に基づく河川改修を継続的に実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



稲荷川 平成23年9月の被害状況

表1-8 稲荷川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
H17. 8. 18-24	—	—	0.1	1	0	1	豪雨
H23. 9. 2	0.5	—	0.5	2	0	2	豪雨

(9) 置杵牛川

置杵牛川は、上川郡美瑛町に位置し大雪山国立公園内の丸山（標高 1,236.7m）付近に源を發して北西に流下し、右支川の砲台の沢川、熊の沢川、左支川の水沢川等を合わせ、谷底平野の農地を流れた後、美瑛市街地にて美瑛川に注ぐ、流域面積 75.8km²、流路延長 25.3km の一級河川である。

置杵牛川の由来は、オ シキナ ウシ、(0-shikina-ush-i)「川尻に・ガマ・群生する・所」の意と記載されている。^{注1)}

五線橋より上流域は山稜に囲まれており、流域の3割弱を占めている谷底平野では、稲作や農業などが行われている。また、五線橋より下流域の扇状地に美瑛町市街地が形成されている。

流域の地質は、平地部は第四紀の氾濫原堆積物、山地部は新第三紀の十勝溶結凝灰岩や丸山溶岩等の火山堆積物で構成されている。当該河川の河床や河岸では溶結凝灰岩が露岩している。

置杵牛川における近年の洪水被害は、平成 23 年 9 月の豪雨で 9.0ha の浸水、平成 28 年には 7 月 31 日から 8 月 3 日にかけて発生した豪雨で 2.0ha の浸水、同年 8 月 20 から 23 日にかけて発生した豪雨および連続台風で 23.1ha の浸水が発生した。

現在までの河川整備状況は、美瑛川合流点から水の沢橋までの約 6km 区間において昭和 35 年から昭和 60 年に河道改修が行われているが、それより上流区間は未改修で流下能力が不足しているため、洪水被害が頻発している。

こうした状況から、一定の計画に基づく河川改修を実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



置杵牛川 平成 28 年 8 月の被害状況

注 1) 「北海道の川の名」：山田秀三著

表1-9 置杵牛川における主な災害

水害発生年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
H23. 8. 30-9. 7	9. 0	—	9. 0	—	—	—	豪雨
H28. 7. 31-8. 3	2. 0	—	2. 0	—	—	—	豪雨
H28. 8. 20-23	23. 1	—	23. 1	—	—	—	台風9号

(10) イブンベウシ川

イブンベウシ川は、北海道上川郡鷹栖町の北西部に位置する雲居山（標高488m）に源を発し、宮崎川、北星川といった小支川と合流しながら鷹栖町の中央部を貫流して、鷹栖町16線付近で、オサラッペ川に合流している流域面積36.0km²、流路延長9.6kmの一級河川である。

河川名の由来は、鷹栖町史（1973）では、「イフンパウシはギョージャニンニクの茎葉をそこでいつも刻むところ」という意であると説明されている。

イブンベウシ川の流域の土地利用は、約3割が山林、約4割が農地となっている。農地ではそのほとんどが水田として利用されている。

流域の地質は、未固結堆積物の礫・砂・粘土、半固結～固結堆積物の泥岩（先第三紀）、火山性の安山岩質岩石、深成岩の蛇紋岩質岩石、変成岩の結晶片岩質岩石で構成されている。

現在までの河川整備状況は、オサラッペ川合流点から二十三線橋までの約5kmの区間で昭和43年から52年に直轄明渠排水事業が行われている。昭和62年からは、その上流、約1.5kmの区間が道営排水対策特別事業と災害復旧事業で護岸が施工されている。

しかし、全川で流下能力が小さく、改修後においても台風や豪雨により度々氾濫被害が発生している。平成11年～14年の期間では、毎年、25haの浸水被害が生じている。また、近年は、平成26年8月に台風による浸水被害が発生している。

こうした状況から、一定の計画に基づく河川改修を実施し、洪水による被害を防止又は軽減する必要がある。



イブンベウシ川（鷹栖町 22 線付近） 平成 26 年 8 月の被害状況

表1-10 イブンベウシ川における主な災害

水害発生 年月日	浸水面積 (ha)			被害家屋棟数 (棟)			異常 気象名
	農地	宅地 その他	計	床下浸水	床上浸水	計	
H13.9	25.0	—	25.0	—	—	—	豪雨
H14.7	25.0	—	25.0	—	—	—	豪雨
H26.8	13.3	—	13.3	—	—	—	台風9号

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

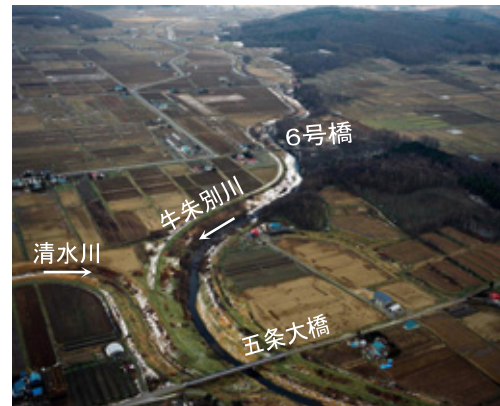
(1) 牛朱別川流域（牛朱別川、ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川）

牛朱別川流域の利水については、沿川が主に農地であることから、そのほとんどが農業用水として利用されている。牛朱別川流域では取水施設が57箇所あり、最大取水量は $9.1354\text{m}^3/\text{s}$ となっている。また、これまでに濁水による深刻な被害が発生した事例はない。

牛朱別川流域の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定は牛朱別川でのみ指定されており、功橋地点より上流でA類型、下流でB類型となっている。BOD75%値の平成25年から平成30年の調査結果は、各年とも上下流で環境基準を達成した。また、公共用水域の水質測定が行われているペーパン川の香取橋地点では、平成25年、平成28年、平成30年の調査結果においてBOD75%値が $0.6\sim 1.0\text{mg/L}$ でAA類型、平成26年、平成27年、平成29年の調査結果においてBOD75%値が $1.6\sim 2.0\text{mg/L}$ でA類型に相当する水質であった。



牛朱別川（当麻川合流点付近）



牛朱別川（清水川合流点付近）

牛朱別川の当麻川合流点より上流部は、当麻町に位置し、最上流部の山間部は原生林の伐採後に再生した二次林および人工林から成っており、エゾイタヤシナノキ群落、エゾマツ・ダケカンバ群落を主体とした森林地帯となっている。エゾシカやキタキツネなどが生息する渓谷の中を清流が流下しており、河道は比較的粒径の大きな礫や玉石で形成された急流であるため、早瀬と淵が連続している。

山間部はあまり長く続かず、当麻町から旭川市にかけての一带は、エゾイタヤシナノキ群落を主とした森林が残る台地、丘陵地が部分的に見られるものの、その他の平地は広大な水田地帯となる。

平地部では、農地の間を流下しながら多くの支川を合流し、その流量を大きくしていきながらも、のどかな印象を与える。また、河岸域にはヤナギ類やクサヨシ、ススキ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布している。

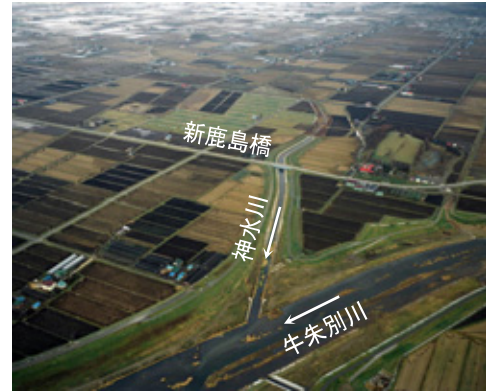
牛朱別川の支川清水川、ポン牛朱別川、当麻川、近文内川は、牛朱別川とほぼ同様の自然環境を呈している。

牛朱別川の支川神水川は、その流域全てが平地であり、水田と畑地として利用されている。田園地帯を流れる神水川には、河畔林等の植生はほとんど見られず、礫と砂で形成されている河道は、幅が狭く瀬と淵も見られないが、エゾトミヨが確認されたこともある。

牛朱別川上流部及びその支川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。



当麻川（七号橋付近）



神水川（牛朱別川合流点付近）

牛朱別川下流部の支川ペーパン川、倉沼川は、牛朱別川全体の約4割の流域面積を有する河川であるが、その沿川は牛朱別川と同様に農地が広がっている。

ペーパン川は、片岸の平地は農地として利用され、河岸域にはヨシや特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布しているが、対岸には山が迫っており、ケヤマハンノキ、オノエヤナギを主体とした河畔林が連続している。河畔林は河道に覆い被さるように繁茂し、魚類にとっての日陰を形成し、また鳥類、昆虫類の生息環境となっている。河道は、玉石や礫で形成されており、瀬と淵が明瞭に見られる。淵にはウグイ類、瀬や河岸の礫下にはフクドジョウ、ヨシノボリ、河岸の泥の中には、ドジョウ、重要種であるスナヤツメ北方種が生息し、流入水路の湿地帯では、ヘイケボタルとオバボタルも生息している。

倉沼川は、その両岸に水田や畑地が広がり、ハイタカやオオジシギの飛翔が見られ、河岸域にはヤナギを主体とした河畔林や、ヨシやクサヨシ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布している。やや急勾配で流れる河道は、玉石や礫で形成され、早瀬と淵も随所に見られる。早瀬にはハナカジカ、淵にはウグイ類、ニジマスが生息しており、カワセミが採餌場所として利用している。

牛朱別川下流部の支川ペーパン川、倉沼川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。



ペーパン川（観月橋付近）

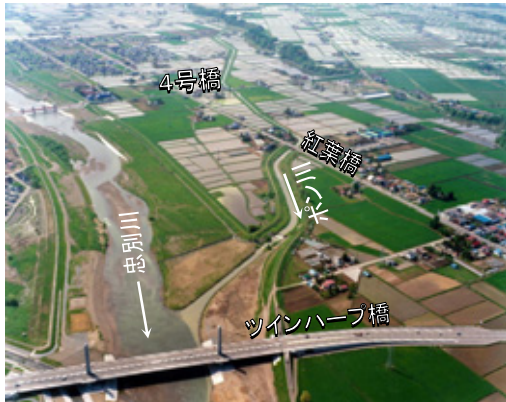


倉沼川（御成橋付近）

(2) ポン川

ポン川には取水施設が4箇所あり、そのすべてが農業用水として利用されている。最大取水量は1.794m³/sであり、これまでに濁水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成17年の調査結果において、紅葉橋地点でBOD平均値が1.2mg/LとA類型に相当する水質である。



ポン川（忠別川合流点付近）



ポン川（11号橋より下流）

ポン川は、その地形的特徴から、水源から支川八千代川合流点までの上流域と、そこから忠別川までの下流域に大別される。

上流域は、東神楽遊水池が森林公園として整備されており、魚釣りや散策路、キャンプ場など緑豊かな憩いの場として利用されている。この上流域では、支川の上流部に落葉針葉樹植林、エゾイタヤーシナノキ群落が部分的に残存している程度で、畑地と牧草地としての利用が多く見られる。河岸域にはクサヨシやオオヨモギ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布している。そこには、エゾシカやキタキツネなどの哺乳類やキセキレイ、ハリオアマツバメ、オオタカなどの多くの鳥類が生息している。河道は、礫や砂で形成され、比較的急流である。川幅が狭いことから、瀬と淵はあまり見られないが、ヤチウグイ、ドジョウなどの生息が確認されている。

支川八千代川から忠別川までの下流域では、ほとんどが水田と畑地として利用されており、河岸域にヤナギ類、クサヨシ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布し、若干のエゾイタヤーシナノキ群落が河道に沿って見られる程度であるが、アオサギ、マガモ、ハクセキレイなどの多くの鳥類が生息している。河道は、上流と同様に礫や砂で形成されており、瀬と淵はあまり見られないが、ギンブナ、エゾウグイ、フクドジョウなどの生息が確認されている。

ポン川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。

(3) 東光川

東光川からの取水は、現在行われておらず、維持用水としてアイヌ川より導水が行われており、これまでに渇水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされておらず、調査についても行われていない。

東光川流域は、住宅地が密集し、冬期間の雪堆積箇所が少ないことから、地域での排雪問題を解決するため、消流雪用水導入事業における消流雪河川として位置付けられている。



東光川（忠別川合流点付近）



東光川（東光橋より上流）



東光川（冬期の状況）

東光川流域には山地部が無く、その全てが平地であり、河川沿いに住宅地が密集している市街地である。周辺には僅かにマツ類、ヤナギ類が生育している程度であり、河道内もクサヨシ、イタドリ等が見られる程度であるが、マガモ、ムクドリ、アオジ等の鳥類が見られる。河道は礫や砂で形成され、比較的急流である。河道は直線的で瀬と淵は見られないが、魚類はドジョウなどが生息している。

東光川においては、住宅地における良好な河川景観や安全性に配慮した水路の整備、雨水排水の流末や消流雪溝としての機能の確保などが必要である。

(4) 雨紛川

雨紛川には取水施設が5箇所あり、そのすべてが農業用水として利用されている。最大取水量は0.1924m³/sであり、これまでに濁水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成13～14年の調査結果において、美瑛川合流前地点でBOD75%値が0.8mg/LとAA類型に相当する水質である。

雨紛川は、その地形的特徴から、山間地を流れる上流域と、平地部の下流域に大別される。

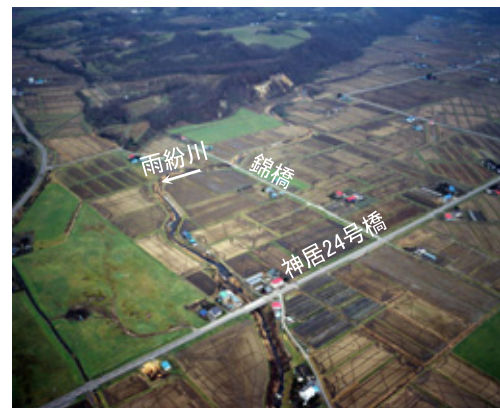
上流域は、山地のため土地はほとんど利用されておらず、エゾイタヤシナノキ群落、トドマツ植林、下部針広混交林が多く見られる。

下流域では、美瑛川合流点までの平地が農地として利用されており、山付き部や美瑛川合流点付近には、ヤナギ類、ケヤマハンノキ、ハルニシなどの河畔林が繁茂している。河岸域はツルヨシ、カサスゲなどの湿生植物や貴重な種のアカンカサスゲ、特定外来生物のオオハンゴウソウ等が分布しており、カワアイサ、エナガ、ハシブトガラなどの鳥類が見られる。河道は主に礫で形成されており、瀬と淵も所々に見られ、エゾウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、重要種であるスナヤツメ北方種などの生息が確認されている。

雨紛川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。



雨紛川（美瑛川合流点付近）

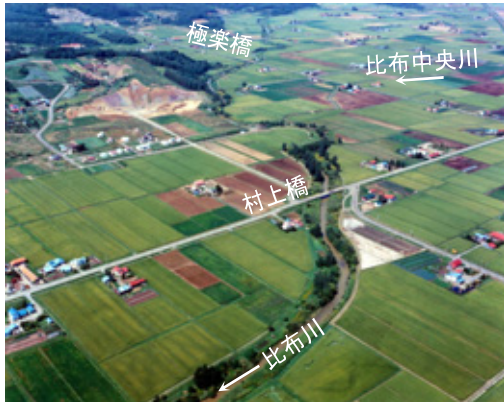


雨紛川（神居24号橋付近）

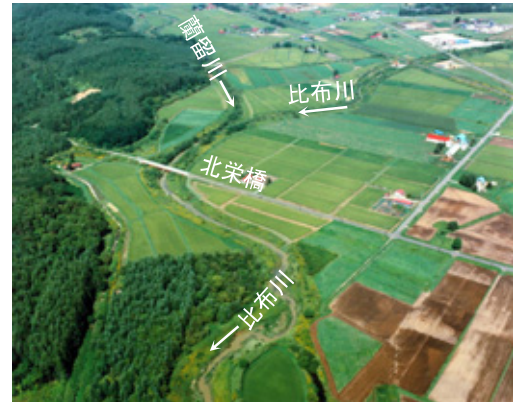
(5) 比布川、蘭留川

比布川と支川の蘭留川には取水施設が9箇所あり、その内の1箇所が養魚用水、8箇所が農業用水として利用されている。最大取水量は0.4562m³/sであり、これまでに濁水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされておらず、調査についても行われていない。



比布川（村上橋付近）



比布川（蘭留川合流点付近）

比布川は、その地形的特徴と土地利用状況から、山地部の上流域と、右岸は丘陵地、左岸は平坦地の中・下流域に大別される。

上流域は、エゾイタヤシナノキ群落、落葉針葉樹植林を主体に、シラカンバーササ群落、トドマツ植林などが広く分布しており、エゾシカやキタキツネなどが生息する豊かな森林に囲まれた渓谷の中を流下している。河道は比較的粒径の大きな礫で形成された急流河川であるため、早瀬と淵が連続している。

中・下流域では、左岸の平坦地は水田と畑地として利用されており、広大な田園風景となっている。右岸はエゾイタヤシナノキ群落、落葉針葉樹植林を主体とした丘陵地となっており、それと連続して河岸域にはヤナギ類、エゾイラクサやオオイタドリ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布している。下流石狩川合流点に近い突^{とつしょうざん}峭山は豊かな自然を有しており、とりわけ、春に赤紫色の花をつけるカタクリの大群落が広く知られている。河道は礫で形成され、比較的急流であることから瀬と淵も多く見られる。そこには、エゾウグイ、ニジマス、重要種であるスナヤツメ北方種などが生息し、過去にエゾトミヨが確認されたこともある。

比布川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。

(6) 十五号川

十五号川からの取水は、現在行われておらず、これまでに渇水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成 20～21 年の調査結果において、下流域の地点で BOD75%値が 0.7mg/L と AA 類型に相当する水質である。

十五号川はその地形的特徴から、丘陵地の上流域とそこから美瑛川までの下流域に大別される。



十五号川（知事管理区間）



十五号川（市道橋より下流）

上流域は水田と畑地として利用されており、広大な田園風景となっている。丘陵地の下流右岸には、西神楽公園が整備されており、ホタルの鑑賞や散策路、キャンプ場など緑豊かな憩いの場として利用されている。この周辺ではシラカンバ、ハルニレ、ヤチダモなどの河畔林が分布している。河畔林は河道に覆い被さるように繁茂し、フクドジョウ、ドジョウ、エゾウグイ、サクラマス（ヤマメ）、ハナカジカなどが生息し、ハイタカが飛翔する姿が確認されている。河道は砂礫や砂で形成され川幅も狭く比較的急流である。

下流域では、美瑛川合流点までの平地において右岸側は河川沿いに住宅地が密集している。左岸側は水田と畑地として利用されている。河岸域はクサヨシ、オオイタドリ、オオアワガエリ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布しており、カラフトアカネズミなどの哺乳類、ウラギンスジヒョウモンなどの昆虫類や、ノビタキやホオジロなどの草原性の鳥類が確認されている。河道は、上流と同様に砂礫や砂で形成されており、瀬と淵はあまり見られないが、ヤチウグイ、エゾウグイ、エゾホトケドジョウ、サクラマス（ヤマメ）、ウグイ、重要種であるスナヤツメ北方種などの生息が確認されている。

十五号川においては、魚類の生息に配慮し、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保が必要である。

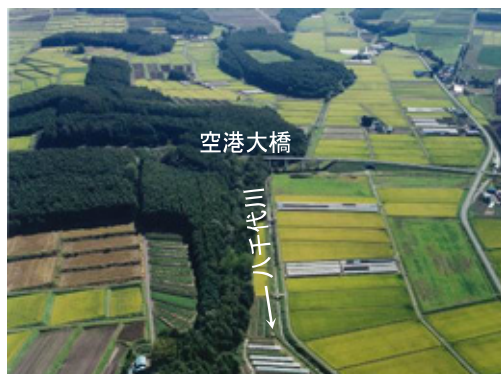
(7) 八千代川

八千代川には取水施設が7箇所あり、そのすべてが農業用水として利用されている。最大取水量は0.412m³/sであり、これまでに渇水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成25年の調査結果において、柏木橋地点でBODの最大値が1.4mg/LとA類型に相当する水質であった。

八千代川流域は、沿川が水田や畑として利用されているが、ほとんどが丘陵地となっており、ケヤマハンノキ、シラカンバ、ミズナラ等の広葉樹林や、カラマツ植林などが見られる。河岸部には、エゾイラクサなどの高茎草本、特定外来生物のオオハンゴンソウが多く分布する。鳥類は、アオジ、センダイムシクイなどの森林性の鳥、ヒバリ、スズメなどの住宅・農耕地の鳥、マガモなどの水鳥、オジロワシ、オオタカなど、多様な種が見られる。そのほか、橋梁を利用するコウモリ類や、丘陵林にキタキツネなどの哺乳類、スジキリヨトウなど多くの植食生蛾類が確認されている。河道は主に礫で形成されており、川幅が狭いため瀬と淵はあまり見られず、平瀬が連続する。魚類はドジョウ、フクドジョウが優占しているほか、イバラトミヨ、ヤチウグイなどが生息しており、サクラマス（ヤマメ）の産卵床も確認されている。

八千代川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。



八千代川（空港大橋付近）



八千代川（空港大橋より下流）

(8) 稲荷川

稲荷川には取水施設が5箇所あり、そのすべてが農業用水として利用されている。最大取水量は0.230m³/sであり、これまでに渇水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成25年の調査結果において、吉原橋地点でBODの最大値が1.6mg/LとA類型に相当する水質であった。

稲荷川流域は、沿川が水田や畑として利用されているが、ほとんどが丘陵地となっており、ケヤマハンノキ、ミズナラ、ハリギリ等の広葉樹林や、カラマツ植林などが見られる。河岸部には、エゾニワトコなどの低木や、オオイタドリ、カサスゲなどが多く分布する。鳥類は、アオジ、センダイムシクイなどの森林性の鳥、ヒバリ、スズメなどの住宅・農耕地の鳥が見られるほか、丘陵林にてオオタカの営巣が確認されている。そのほか、橋梁を利用するコウモリ類や、スジキリヨトウなど多くの食植生蛾類が確認されている。河道は礫や土砂の堆積があまり見られず、平瀬が連続する。魚類はフクドジョウが優占しているほか、サクラマス（ヤマメ）、ヤチウグイなども確認されている。

稲荷川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。



稲荷川（高台18号線付近）



稲荷川（高台18号線橋より上流）

(9) 置杵牛川

置杵牛川には取水施設が7箇所あり、そのすべてが農業用水として利用されている。最大取水量は3.5861m³/sであり、これまでに渇水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされておらず、調査についても行われていない。



置杵牛川(五線橋付近)



置杵牛川(藤野橋から上流)

置杵牛川はその地形的特徴から、山間地を流れる中・上流域と、平坦地の下流域に大別される。

中・上流域の河道は片岸山付きとなっており、山付き部にはエゾマツ-ダケカンバ群落やエゾイタヤ-シナノキ群落などの自然植生が広がっており、一部には落葉針葉樹植林地が点在している。河床は主に礫で形成され、比較的急流であるが瀬と淵も多く見られる。そこには、ハナカジカやヤマメ、アメマスなどが生息しており、河道内に多様な生息環境が形成されている。また、川沿いに水田が広がっているため、ガムシやアキアカネ等の昆虫も生息している。

下流域には市街地が形成されており、エゾイタヤ-シナノキ群落などの自然植生がわずかに点在しており、林内には、オクエゾサイシンやチドリケマンをはじめとした、草本植物やキジバトなどの鳥類が生育・生息している。河畔林は、ミズナラ、ハルニレ、エゾイタヤ、シナノキ、ヤチダモなどの高木が繁茂し、水際は、オオイタドリ、アキタブキ、ヨシ類や特定外来生物のオオハンゴンソウが生育している。

置杵牛川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全が必要である。

(10) イブンベウシ川

イブンベウシ川には取水施設が1箇所あり、農業用水として利用されている。最大取水量は0.0218m³/sであり、これまでに濁水による深刻な被害が発生した事例はない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成18年の調査結果において、オサラッペ川合流点付近でBODの最大値が1.3mg/LとA類型に相当する水質であった。

イブンベウシ川流域は、沿川が水田と畑地として利用されており、広大な田園風景となっている。周辺にはケヤマハンノキ、シラカンバ、ミズナラ等の広葉樹林が点在している。河岸域はクサヨシ、オオイタドリ、オオアワガエリ、特定外来生物のオオハンゴンソウ等が分布しており、ノビタキやホオアカなどの草原性の鳥類が確認されている。

河道は、砂礫で形成されており、ヤチウグイ、エゾウグイ、エゾホトケドジョウ、サクラマス(ヤマメ)、ウグイ、重要種であるスナヤツメ北方種などの生息が確認されている。

イブンベウシ川においては、魚類等の生息に配慮し、現況の河床の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保が必要である。



イブンベウシ川(弥生橋付近)



イブンベウシ川(用水路橋から下流)

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

本圏域における河川整備の基本方針としては、石狩川水系河川整備基本方針、北海道の川づくりビジョンに基づき、河川改修の経緯、河川環境の現状、利水の現状等を考慮し、関係事業に配慮し、河川整備にあたっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進する。

第1節 計画対象区間

河川整備計画の対象とする河川は、表2-1に示す北海道知事管理区間とする。そのうち、優先的に整備を実施する区間を表2-2、図2-1に示す。

第2節 計画対象期間

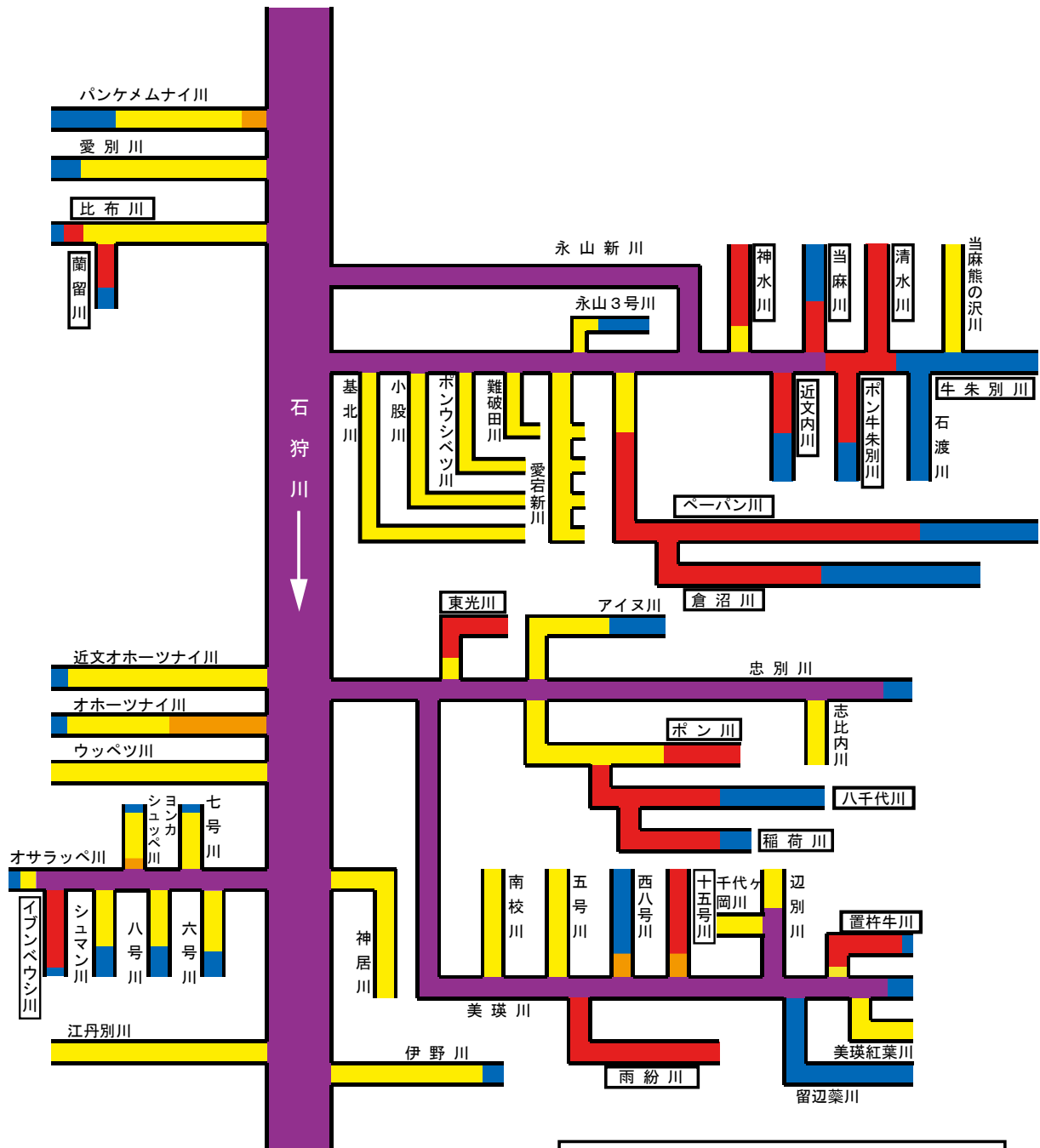
本整備計画は、今後概ね30年の間に行う河川整備を対象としているが、現時点での流域の社会状況、自然環境、河道状況に基づき策定するものであり、策定後、これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

表 2 - 1 圏域内の道管理河川一覧

河川名						北海道知事管理 延長(km)	優先整備 区間(km)	河川名						北海道知事管理 延長(km)	優先整備 区間(km)			
本川	1次	2次	3次	4次	5次以下			本川	1次	2次	3次	4次	5次以下					
石狩川						29.6							八千代川			11.5	6.6	
	伊野川					12.6								稲荷川			7.0	4.8
	神居川					2.0								志比内川			6.7	
	江丹別川					23.5								栄川			0.6	
		秋葉の沢川				0.2								近文オホーツナイ川			0.6	
		西里川				6.4								牛朱別川			15.1	5.4
		拓北川				4.0								基北川			6.8	
	オサラッベ川					3.7								ボンウシベツ川			5.4	
		六号川				0.2								小股川			4.3	
		七号川				0.2								永山二号川			1.8	
		八号川				0.4								永山3号川			1.0	
		ヨンカシュベツ川				6.3								難波田川			2.1	
			ハイシュベツ川			8.5								愛宕新川			5.1	
				キムクシュハイシュベツ川		1.9								難波田川分水路			0.4	
		シュマン川				0.4								ボンウシベツ川分水路			0.4	
		イブンベウシ川				6.5	6.3							小股川分水路			0.3	
	ウッベツ川					9.4								ペーバン川			22.4	18.4
		オホーツナイ川				2.1								倉沼川			20.0	11.4
	忠別川					9.7								サルン倉沼川			6.5	
		美瑛川				10.3								ボン倉沼川			7.5	
			南校川			1.3								ペーバン第二支川			0.5	
			五号川			2.0								ペーバン第三支川			0.3	
			雨紛川			4.6	4.6							神水川			2.3	1.7
			西八号川			3.6								近文内川			3.8	1.0
			十五号川			1.1	0.7							桜川			1.5	
			辺別川			22.2								当麻川			11.7	4.0
				千代ヶ岡川		1.2								ミヤシタ川			1.2	
				宇莫別川		21.0								ボン牛朱別川			4.0	2.3
				沼崎川		5.0								清水川			1.3	1.3
				オイチャヌンベ川		10.3								石渡川			5.0	
				留辺蘂川		11.5								当麻熊の沢川			4.5	
				二股川		7.8								比布川			18.0	0.3
				カジ行の沢川		1.1								比布ウッベツ川			9.6	
				北沢川		1.6								北五線川			0.3	
				美瑛美馬牛川		14.1								蘭留川			7.3	2.5
				置杵牛川		16.0	15.6							愛別川			15.0	
				ニタチバウマナイ川		4.0								パンケ川			5.8	
				サイトウ川		1.1								狩布川			6.5	
				ミヤキタ川		1.1								パンケメムナイ川			4.9	
				水沢川		4.5								エチャナンケツ川			10.3	
				美瑛紅葉川		8.6								安足間川			10.5	
				九線川		0.7								パンケフエマナイ川			4.0	
				オヤウンナイ川		4.0								留辺志部川			10.0	
				アイヌ川		6.1								古川			2.5	
				東光川		2.1	1.7							白川			2.5	
				ボン川		8.9	3.4							白水川			4.4	
												合計92河川	576.6	92.0				

表 2-2 優先的に整備を実施する区間

河川名	北海道知事管理 区間延長(km)	優先整備区間	
		延長(km)	自 ~ 至
牛朱別川	L= 15.1 km	L= 5.4 km	自:当麻川合流点 至:月形1線橋上流端
ペーバン川	L= 22.4 km	L= 18.4 km	自:薄水川橋梁(JR橋)上流端 至:瑞穂橋上流
倉沼川	L= 20.0 km	L= 11.4 km	自:ペーバン川合流点 至:萬二橋上流端
神水川	L= 2.3 km	L= 1.7 km	自:左岸 旭川市永山町 16 丁目 237 番地先 右岸 旭川市永山町 16 丁目 176 番3地先 至:四号橋上流端
近文内川	L= 3.8 km	L= 1.0 km	自:牛朱別川合流点 至:東旭川第 39 号橋上流端
当麻川	L= 11.7 km	L= 4.0 km	自:牛朱別川合流点 至:当麻川橋上流端
ボン牛朱別川	L= 4.0 km	L= 2.3 km	自:牛朱別川合流点 至:敵見橋上流端
清水川	L= 1.3 km	L= 1.3 km	自:牛朱別川合流点 至:当麻町字中央 1627 番の4地先の町道橋下流端
ボン川	L= 8.9 km	L= 3.4 km	自:11号橋上流端 至:15号橋上流端
東光川	L= 2.1 km	L= 1.7 km	自:忠別川合流点 至:旭川市東光 18 条4丁目 381 番地先
雨紛川	L= 4.6 km	L= 4.6 km	自:美瑛川合流点 至:神居 11 号橋上流端
比布川	L= 18.0 km	L= 0.3 km	自:2号落差工上流端 至:蘭留橋上流端
蘭留川	L= 7.3 km	L= 2.5 km	自:比布川合流点 至:蘭留 11 線橋上流端
十五号川	L= 1.1 km	L= 0.7 km	自:旭川市神楽町西神楽 364 番地先 (2条7号区間終点) 至:旭川市西神楽二線十五号 271 番2地先の 鉄道橋上流端
八千代川	L= 11.5 km	L= 6.6 km	自:ボン川合流点 至:第四八千代川合流点
稲荷川	L= 7.0 km	L= 4.8 km	自:八千代川合流点 至:原田橋上流端
置杵牛川	L= 16.0 km	L=15.6 km	自:美田橋上流端 至:1号橋上流端
イブンベウシ川	L= 6.5 km	L= 6.3 km	自:オサラッペ川合流点 至:維文橋上流端



※ 圏域の道管理河川のうち、一次支川及び整備済もしくは整備予定のある河川等の主要な河川のみ掲載。

凡 例	
	: 整備済区間
	: 優先的に整備を行う区間
	: 当面整備の予定のない区間
	: 整備の必要のない区間
	: 大臣管理区間
	: 2条7号区間

図 2 - 1 治水対策の現状および優先整備箇所概略図

第3節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川のうち、優先整備区間については、洪水の発生状況、氾濫区域内の資産の状況、想定される被害の実態、現況の流下能力等を踏まえてほかの整備計画区間よりも優先的に河川整備を行い、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域が安心して暮らすことのできるよう社会基盤の整備を図るものとする。また、圏域内の河川において、調査・点検の結果、所要の安全性が確保されていない堤防については、必要に応じて堤防強化対策等を実施する。

主な整備内容としては、河道の掘削、築堤の嵩上げ・新設、護岸の設置等を行う。河川整備計画の対象となる河川においては、洪水時に河積阻害となる樹木群は、動植物の生息環境に配慮しながら必要最小限の伐採を行い流下能力の確保を図る。さらに、雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の必要な対策への支援を迅速に行い洪水等による災害の発生防止又は軽減を図る。

(1) 牛朱別川流域（牛朱別川、ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川）

牛朱別川流域においては、昭和56年8月洪水及び平成30年7月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。なお、牛朱別川上流域については、当面、下流域の牛朱別川及び石狩川の整備状況を勘案し、整備を進める。

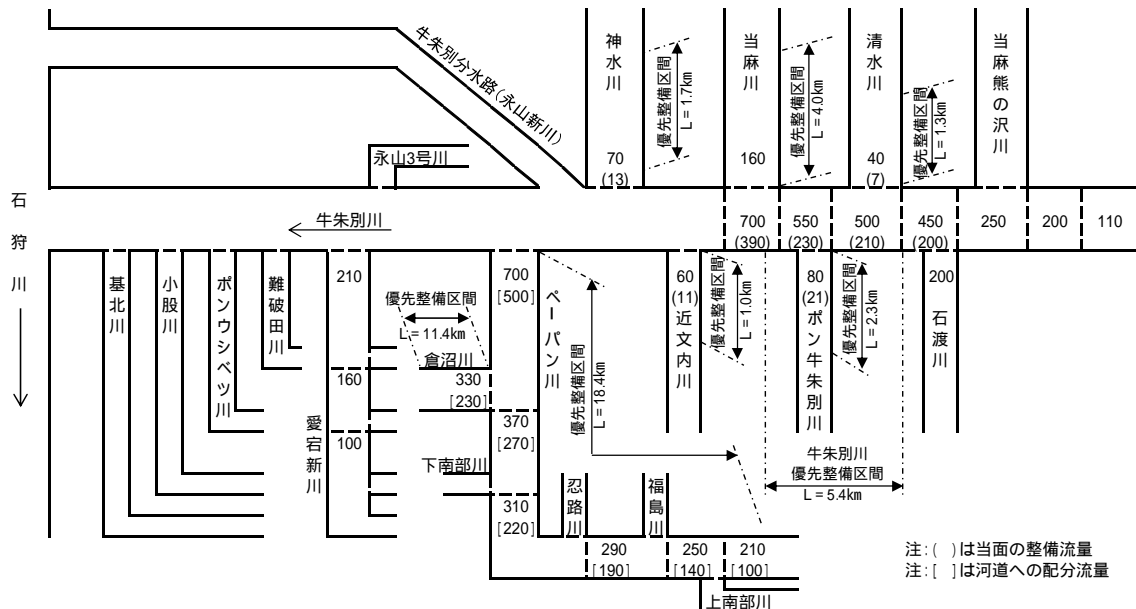


図3-1 流量配分図 [単位: m³/s]

(2) ポン川

ポン川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

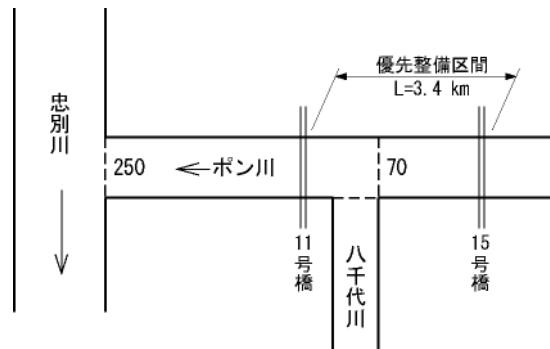


図3-2 流量配分図 [単位: m^3/s]

(3) 東光川

東光川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

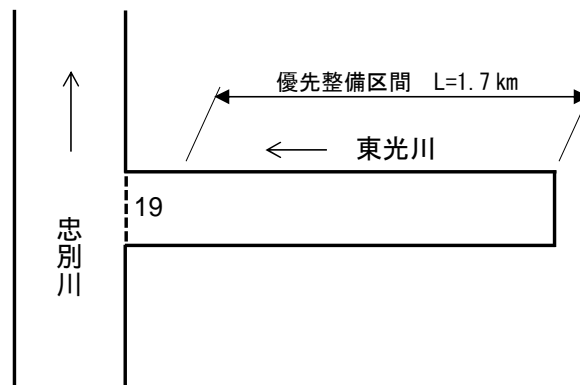


図3-3 流量配分図 [単位: m^3/s]

(4) 雨紛川

雨紛川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。なお、雨紛川については、当面、下流域の美瑛川の整備状況を勘案し、整備を進める。

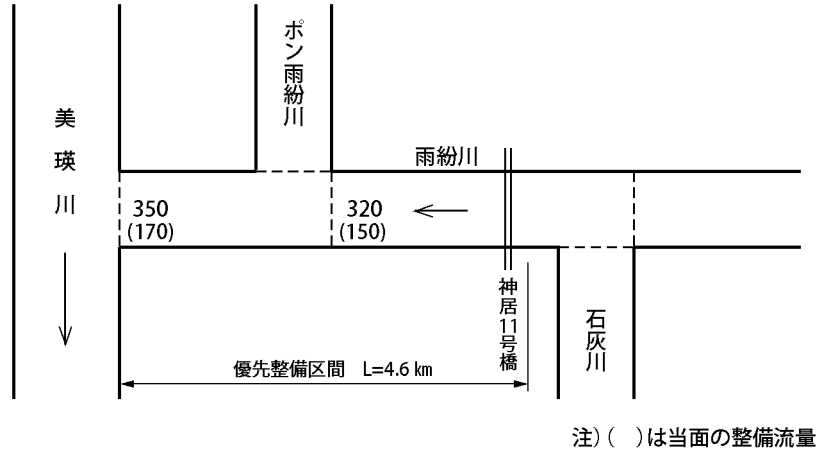


図 3 - 4 流量配分図 [単位 : m³/s]

(5) 比布川、蘭留川

比布川、蘭留川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

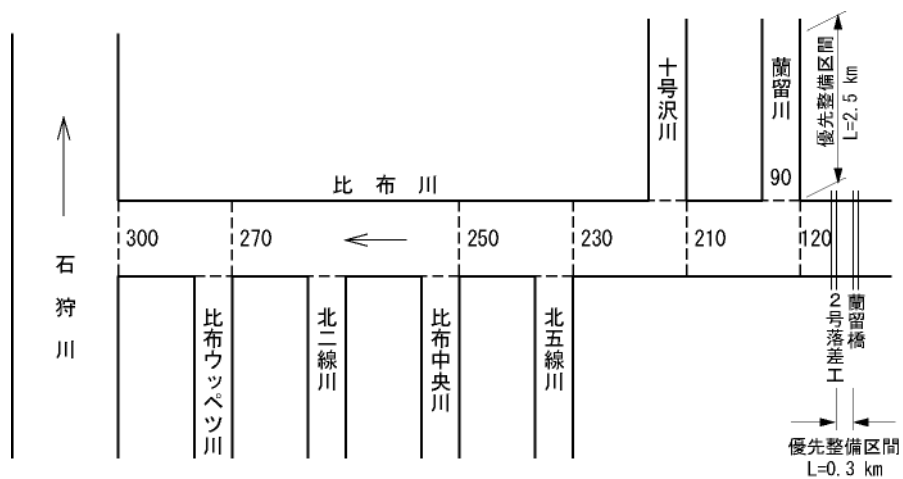


図 3 - 5 流量配分図 [単位 : m³/s]

(6) 十五号川

十五号川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

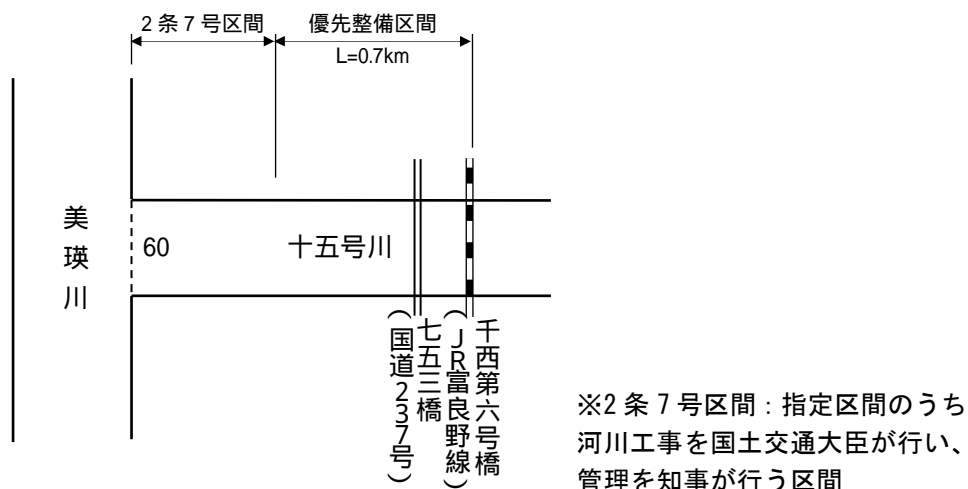


図3-6 流量配分図 [単位：m³/s]

(7) 八千代川

八千代川においては、平成23年9月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

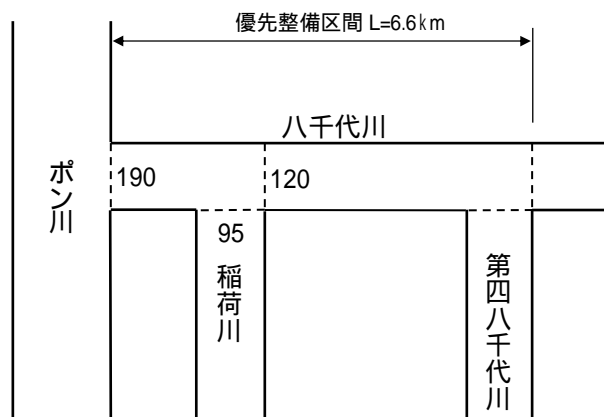


図3-7 流量配分図 [単位：m³/s]

(8) 稲荷川

稲荷川においては、平成23年9月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

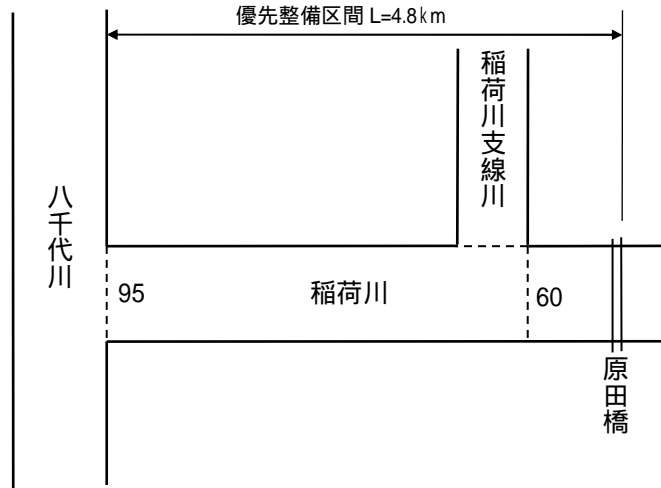


図3-8 流量配分図 [単位: m³/s]

(9) 置杵牛川

置杵牛川においては、平成28年8月の豪雨および台風9号を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生防止又は軽減を目的とし整備を進める。

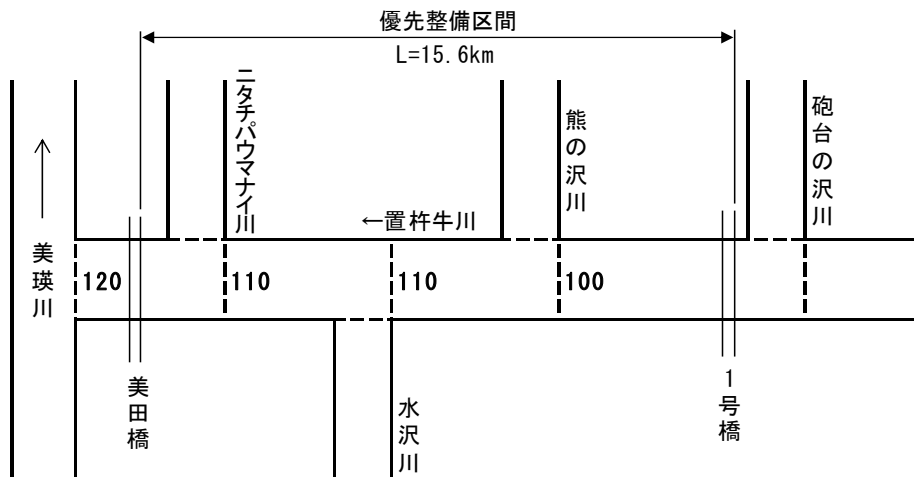


図3-9 流量配分図 [単位: m³/s]

(10) イブンベウシ川

イブンベウシ川においては、平成 26 年 8 月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

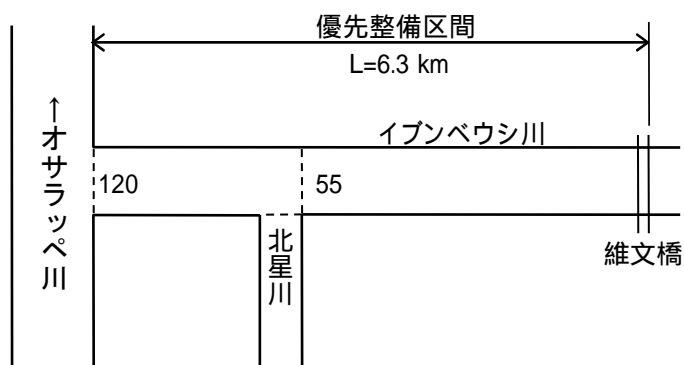


図 3 - 1 0 流量配分図 [単位 : m³/s]

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項及び 河川環境の整備と保全に関する事項

本圏域を代表する牛朱別川とその他の河川では、これまでに河川改修や農地開発によって改変された経緯はあるが、農地部を流下する河川としては概ね良好な河川環境を保持しており、貴重な種である魚類も確認されている。

そのため、本圏域の方針としては、現在良好な河川環境はそれを維持・保全し、現状の河川環境を大きく改変する場合は、農地部においては在来種の植生の導入などにより、生物の良好な生息・生育環境の創出と農業との調和、都市部においては人と河川との豊かなふれあいの確保などにより、快適な生活環境と良好な景観の形成を図り、さらに、魚類の移動の連続性及び生息環境の保全を目標とする。また、各河川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量についてはデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

なお、河道の掘削により裸地化する部分については、水質の保全と改善、濁水の流入を防ぐ観点から在来の草本植生の回復に努めるとともに外来種の侵入防止に配慮する。また、当該河川に分布する特定外来生物のオオハンゴンソウなどが確認された場合は、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

(1) 牛朱別川流域（牛朱別川、ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川）

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水・水道用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

牛朱別川流域では、エゾウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、重要種であるスナヤツメ北方種などの魚類やヘイケボタルが生息していることから、それらの生息環境に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、工事の実施にあたっては、樹木の伐採は必要最小限とし、河畔林の保全に努めるものとする。

(2) ポン川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

ポン川では、重要種であるヤチウグイなどが生息していることから、それらの生息環境に配慮し、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。さらに、アオサギ等の多くの鳥類が生息していることから、営巣地となる河畔林を極力保全するものとする。

(3) 東光川

東光川では、現在のところ許可水利権はない。

東光川ではこれまでに記録として残っている渇水被害は生じていないが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図るものとする。

東光川では、沿川が住宅密集地であることを踏まえ、良好な河川景観や安全性に配慮した改修を行うものとする。また、都市における雨水排水の流末や消流雪溝としての機能を併せ持つ改修を行うものとする。

(4) 雨紛川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

雨紛川では、エゾウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、重要種であるスナヤツメ北方種などの魚類が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、工事の実施にあたっては、樹木の伐採は必要最小限とし、河畔林の保全に努めるものとする。

(5) 比布川、蘭留川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水・養魚用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

比布川では、エゾウグイ、重要種であるスナヤツメ北方種などの多種多様な魚類が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、工事の実施にあたっては、樹木の伐採は必要最小限とし、河畔林の保全に努めるものとする。

(6) 十五号川

十五号川では、現在のところ許可水利権はない。

十五号川ではこれまでに記録として残っている渇水被害は生じていないが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図るものとする。

十五号川では、ヤチウグイ、エゾホトケドジョウ、サクラマス（ヤマメ）、重要種であるスナヤツメ北方種などの魚類が生息していることから、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。

(7) 八千代川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

八千代川では、ヤチウグイ、サクラマス（ヤマメ）などの魚類が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、オオタカ等多くの鳥類が生息することから、生息地となる河畔林を極力保全するものとする。

(8) 稲荷川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

稲荷川では、ヤチウグイ、サクラマス（ヤマメ）などの魚類が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、オオタカ等多くの鳥類が生息することから、生息地となる河畔林を極力保全するものとする。

(9) 置杵牛川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

置杵牛川では、サクラマス（ヤマメ）やガムシなどの多様な水生生物が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。また、工事の実施にあたっては、樹木の伐採は必要最小限とし、河畔林の保全に努めるものとする。

(10) イブンベウシ川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、農業用水の利用も許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。水質に関する目標としては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

イブンベウシ川では、ヤチウグイ、サクラマス（ヤマメ）、重要種であるスナヤツメ北方種などの魚類が生息していることから、それらの生息環境に配慮し、浅場や深場、水際の変化の創出に努めるとともに、河道の縦断的な連続性を確保した改修を行うものとする。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本圏域において、河川整備計画の目標を実現するための具体的な方策として計画的な河川整備を施行する河川は、以下のとおりである。なお、環境への配慮事項として、河道の掘削により裸地化する部分については、草本植生の回復に努めるとともに外来種の侵入防止に配慮する。また、当該河川に分布する特定外来生物のオオハンゴンソウなどが確認された場合は、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

(1) 牛朱別川流域（牛朱別川、ペーパン川、倉沼川、神水川、近文内川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川）

1) 河川工事の目的

牛朱別川流域においては、昭和56年8月洪水及び平成30年7月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進めるとともに、ペーパン川流域における更なる治水対策として洪水調節施設の整備に関する各種調査・検討を進める。なお、牛朱別川上流域については、当面、下流域の牛朱別川及び石狩川の整備状況を勘案し、整備を進める。

2) 施行箇所

牛朱別川	: 当麻川合流点から月形1線橋上流端までの延長L=5.4km区間
ペーパン川	: 薄水川橋梁（JR橋）上流端から瑞穂橋上流までの延長L=18.4km区間
倉沼川	: ペーパン川合流点から萬二橋上流端までの延長L=11.4km区間
神水川	: 左岸旭川市永山町16丁目237番地先および右岸旭川市永山町16丁目176番3地先から四号橋上流端までの延長L=1.7km区間
近文内川	: 牛朱別川合流点から東旭川第39号橋上流までの延長L=1.0km区間
当麻川	: 牛朱別川合流点から当麻川橋上流までの延長L=4.0km区間
ポン牛朱別川	: 牛朱別川合流点から巖見橋上流端までの延長L=2.3km区間
清水川	: 牛朱別川合流点から当麻町字中央1627番の4地先の町道橋下流端までの延長L=1.3km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置、洪水調節施設 等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林などの保全により、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(2) ポン川

1) 河川工事の目的

ポン川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

ポン川： 11号橋上流端から15号橋上流端までの延長L=3.4km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林などの保全などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

水深や流速に変化のある流れとするための浅場や深場、水際の変化の創出については、河道の掘削時にみお筋の形成を合わせて行うものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(3) 東光川

1) 河川工事の目的

東光川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

東光川： 忠別川合流点から

旭川市東光18条4丁目381番地先までの延長L=1.7km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、良好な河川景観や安全性への配慮に努めるものとする。また、都市における雨水排水の流末や消流雪溝としての機能を併せ持つ改修を行うものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(4) 雨紛川

1) 河川工事の目的

雨紛川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。なお、雨紛川については、当面、下流域の美瑛川の整備状況を勘案し、整備を進める。

2) 施行箇所

美瑛川合流点から神居11号橋上流までのL=4.6km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(5) 比布川、蘭留川

1) 河川工事の目的

比布川、蘭留川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

比布川：2号落差工上流から蘭留橋上流端までの延長L=0.3km区間

蘭留川：比布川合流点から蘭留11線橋上流までの延長L=2.5km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、現況の河床・河岸の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保、河畔林の保全などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(6) 十五号川

1) 河川工事の目的

十五号川においては、昭和56年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

十五号川：旭川市神楽町西神楽364番地先（2条7号区間終点）から旭川市西神楽二線十五号271番2地先の鉄道橋上流端までの延長L=0.7km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、排水工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

水深や流速に変化のある流れとするための浅場や深場、水際の変化の創出については、河道の掘削時にみお筋の形成を合わせて行うものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(7) 八千代川

1) 河川工事の目的

八千代川においては、平成23年9月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

八千代川：ポン川合流点から第四八千代川合流点までの延長L=6.6km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

水深や流速に変化のある流れとするための浅場や深場、水際の変化の創出については、河道の掘削時にみお筋の形成を合わせて行うものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(8) 稲荷川

1) 河川工事の目的

稲荷川においては、平成23年9月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

稲荷川：八千代川合流点から原田橋上流端までの延長L=4.8km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

水深や流速に変化のある流れとするための浅場や深場、水際の変化の創出については、河道の掘削時にみお筋の形成を合わせて行うものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(9) 置杵牛川

1) 河川工事の目的

置杵牛川においては、平成28年8月の豪雨および台風9号による洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

置杵牛川：美田橋上流端から1号橋上流端までの延長L=15.6km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、樋門・排水工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、現況の河床の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(10) イブンベウシ川

1) 河川工事の目的

イブンベウシ川においては、平成26年8月洪水を踏まえ、沿川の家屋及び農地の洪水等による災害発生の防止又は軽減を目的とし整備を進める。

2) 施行箇所

イブンベウシ川：オサラッペ川合流点から維文橋までの延長L=6.3km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、排水工・落差工・護岸の設置等

4) 環境への配慮事項

河川環境の整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら、現況の河床の保全、浅場や深場、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保などにより、現況の生態系の保全や、改変する場合の回復に努めるものとする。

5) 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全など、総合的な観点から適切な実施に努める。

2. 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水等による災害の発生を防ぐためには、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行った上で、機能の低下を防止するための復旧・修繕、機器の更新等を行う。

1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況などを把握する。出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。出水後・地震後などは河川巡視を行い、河川管理施設の状況を確認し、被災状況を把握し、適切な処置を行う。

2) 河道の維持管理

長期の流水又は出水により土砂が堆積し、洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削などの必要な対策を講じる。河床が低下している場合は、構造物の基礎が露出するなど災害の原因となるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処置を行う。魚道など河道の連続性について確認し、支障がある場合は適切な処置を行う。

3) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸については、法崩れ、亀裂、陥没などの異常について早期発見に努めるとともに、治水上支障となる場合は適切な処置を行う。堤防法面などについては、堤防機能の維持のため、必要に応じて除草を実施する。

また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修等を実施する。

4) 河川構造物の維持管理

樋門・樋管、護岸などの河川構造物については、適正に操作され、その機能を発揮できるように定期的に点検を行い、適切に管理する。

(2) 樹木の管理

河道内の樹木については、治水上支障となる場合には、必要に応じモニタリング調査や有識者等の助言を得るなどし、環境に配慮しながら伐採などを実施する。

(3) 備蓄資器材

備蓄資器材は、円滑な防災活動や水質事故への備え等が行えるよう適切に備蓄する。また、定期的に備蓄資器材の点検や保管状況を把握するとともに不足の資器材を補充する。

第4章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携などに関する事項

第1節 河川にかかわる調査・研究などの推進に関する事項

河川整備、維持、管理の基礎資料とするため、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じ河川及び河川周辺の環境調査などを行い、データの収集に努め、河川改修後の環境への影響について、調査・研究を関係機関の協力を得ながら継続して実施する。

また、気候変動による降雨量の増加など水害リスクの変化を踏まえ、今後の治水計画に関する調査・検討を行う。

第2節 河川情報の提供に関する事項

雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に迅速に提供することにより水防活動等の必要な対策の速やかな実施を促すとともに、雨量・水位情報や河川パトロールによる情報などに関しては、地域住民や関係機関等にも幅広く、迅速な情報伝達ができる体制づくりを行い、河川情報の共有化を図る。

また、計画規模や現況流下能力を越える洪水に対して極力被害の防止・軽減を図るため、関係機関等と連携を図り、浸水想定区域図の作成・ハザードマップの作成支援を行う。

河川事業の紹介・河川愛護・美化思想の普及など河川に関する広報活動ならびに情報提供を行い、河川事業に関して広く理解を得られるように努めるとともに、地域住民の治水・利水・河川環境に関する知識の向上を図る。

水質事故が発生した場合は、事故状況を的確に把握し、関係機関への速やかな連絡、事故後の河川、水質の継続的な監視、迅速な事故処理等を関係機関と協力して行う。

第3節 地域や関係機関との連携などに関する事項

地域特性やニーズを反映させた河川整備の実施と河川管理を目指し、地域住民・関係機関との連携によって、川づくりへの住民参加や子供達への教育環境の場を提供するなどの利活用が図られるよう努める。

「減災対策協議会」において、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

さらに、「流域治水協議会」において、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を計画的に推進する。

また、洪水により河川の氾濫が予想される区域に対しては、関係機関と連携しながら洪水被害の防止・軽減のための水防活動を支援する。

流域の視点に立った総合的な治水対策の見地から、治水上の影響が大きい土地の改変を伴う開発行為については、流出量の抑制のため、防災調整池の設置や土砂流出防止対策について関係部局・機関との連携を図る。